

## アピール

9月22日、最高裁判所第一小法廷は、年休権共同本人訴訟いわゆる「212裁判」最高裁上告受理申立に対して、「申立人の訴えを棄却する」という不当な決定を下した。

この上告受理申立は、大阪高等裁判所が被控訴人の会社主張を鵜呑みにした判決を下したことは違憲であるとして申し立てたものである。

私たちは、当たり前のように繰り返されていた本人の同意なき一方的な休日出勤の強要に反対し、休みたい人は休めるようにするために、ストライキの行使を含めたあらゆる闘いを追求してきた。

それは、強権的な職場支配体制下で、多くの労働者が言いなりになったり、諦めてしまったりしている現状を変えていくためであった。その具体的な闘いとして、今田さんと山本さんと浦谷さんの3名が原告になり、2019年9月20日に会社を相手に本人訴訟を提訴したのだ。

当時、水野さん、寄本さん、池田さんが「人間らしく生きたい」と言って、ユニオンを脱退して、東海労の仲間と共に闘うことを決意された。そして、東京と大阪の仲間が闘う年休裁判にも多くの労働者が賛同し注目していた状況下であった。

他方で、当時と今も変わらず、政府は、「戦争のできる国づくり」、多くの企業は、「言いなりになる社員（人間）づくり」のために、私たちの権利と自由を奪い取ろうとしているのである。

私たちは、これまでの闘いを通じて多くの成果を勝ち取ってきた。年休が取得できるようになった。本人の同意なき休日勤務指定は無くなった。新幹線乗務員の予備月におけるほとんどの勤務が出るようにもなった。そして何よりも、会社は私たちに命令ではなく、お願いしなければならなくなった。私たちは、職場の雰囲気を変えたのである。

3名の原告は、「労基法上の、就労義務がない休日には年休の取り扱いは出来ない。」「一旦、年休の時季指定権を行使したら、時季指定が無かったことには出来ない。」「会社の行為は、労基法32条の2に違反している。」ことを法廷と職場で訴えてきた。

年休は労働日における労働義務を逃れ消滅させるものであり、5日前にしか確定しないと「勤務確定」は明らかに労基法に違反しているのだ。しかし、最高裁は、原告の上告理由に対し、「単なる法令違反を主張」しているとし、企業における法令違反を容認しているのだ。それをいいことに、会社も巻き返しに必死である。

今、再び、年休請求に対する「診断書」や「休暇申請書」の問題が浮き彫りになっている。年休は、「申請」や「申込み」で「お願い」や「承認」してもらうものではない。

私たちはこれまで、労基法や就業規則の運用や解釈について、会社から騙されてきたが、組織的な議論と抵抗によって今や誤魔化しは通用しなくなったのだ。法廷と職場での闘いで、私たちの主張が正しく、賛同者が拡大していることは、田川君の加入でも証明されている。我々は自信と確信をもって更に奮闘する。

これまでの闘いに激励・支援をいただいた皆さんに感謝を申し上げる。

私たちは、不当判決を踏み越えて、更なる組織拡大を実現する。

以上、アピールする。

2022年9月26日  
JR東海労新幹線関西地方本部  
大阪運輸所分会  
212裁判プロジェクト